

でんさいネットサービスにおける用語説明

でんさい	手 形	説 明
電子記録債権	手形	◆電子記録債権は、電子記録債権法に基づき制定された新たな金銭債権です。 ◆電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することが、その効力発生要件です。
電子債権記録機関	—	◆手形の振出し・譲渡は当事者間のみで行うため、何らかの機関への申請や登録は不要ですが、電子記録債権の場合は、電子債権記録機関の記録原簿への記録が必要です。 ◆電子債権記録機関は、電子記録債権の「登記所」のような存在です。
記録原簿	—	◆電子債権記録機関に備え付けられた電子記録債権の債権・債務の内容を電子的に記録する「登記簿」のようなものです。
でんさいネット	—	◆電子債権記録機関の一つである(株)全銀電子債権ネットワークの通称です。
でんさい	—	◆(株)全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことを「でんさい」といいます。
発生記録	振出し	◆手形の場合、手形を発行することを「手形を振出す」といいます。「でんさい」を振出すことは「発生」といい、「発生」を記録原簿に記録することを「発生記録」といいます。
発生記録請求	—	◆「発生記録」を取引金融機関を通じて、でんさいネットの記録原簿に記録請求することを「発生記録請求」といいます。
債務者	振出人	◆「債務者」とは、「でんさい」の支払人のことをいいます。（手形の振出人にあたります）
債権者	受取人	◆「債権者」とは、「でんさい」の受取人のことをいいます。（手形の受取人にあたります）
債務者請求方式	約束手形	◆債務者（支払人）が発生記録請求をして「でんさい」を発生させる方式で、「でんさい」の基本的な発生方法となります。
債権者請求方式	為替手形 （受取人が振り出す）	◆債権者（受取人）が発生記録請求して「でんさい」を発生させる方式で、5営業日以内に債務者（支払人）が承諾することで記録が成立します。
譲渡記録 〔譲渡を伴う 保証記録〕	裏書譲渡 〔裏書人の 担保責任〕	◆手形の裏書譲渡と同様に、「でんさい」を第三者に譲渡することを「譲渡」といいます。「譲渡」を記録原簿に記録することを「譲渡記録」といいます。 ◆譲渡に手形の裏書譲渡と同様の効果を持たせるため、原則、「譲渡を伴う保証記録」が同時に発生します。 ◆「譲渡を伴う保証記録」は、「でんさい」の譲渡人を保証人とし、債務者（支払人）の債務を主たる債務とする記録のことをいいます。
（譲渡を伴わない） 保証記録	手形保証	◆「（譲渡を伴わない）保証記録」は、債権者（受取人）が「でんさい」の受取後、第三者に対して保証記録請求をし、5営業日以内に保証人が承諾すれば成立します。

でんさい	手 形	説 明
譲渡記録請求	—	◆「譲渡記録」を取引金融機関を通じて、でんさいネットの記録原簿に記録請求することを「譲渡記録請求」といいます。
分割譲渡記録	—	◆「でんさい」は必要な金額だけ分割して譲渡することができます。 ◆分割した「でんさい」は、必ず譲渡しなければなりません。
分割譲渡記録請求	—	◆「分割譲渡記録」を取引金融機関を通じて、でんさいネットの記録原簿に記録請求することを「分割譲渡記録請求」といいます。
特別求償権	遡及権	◆保証人が債務者(支払人)に代わって弁済した場合に取得する権利で、手形の不渡りの場合と同様、自分より前の保証人および債務者(支払人)に対して一定の金額を請求することができます。
口座間送金決済	手形の取立	◆「でんさい」の資金決済方式で、支払期日に債務者(支払人)の決済口座から資金を引落とし、債権者(受取人)の決済口座へ振り込みすることで決済が完了します。
支払等記録	—	◆「でんさい」の支払が完了し、債権が消滅したことを明らかにするための記録です。 ◆口座間送金決済に伴う「支払等記録」は、自動的に登録されます。
支払不能	不渡	◆「でんさい」が債務者(支払人)の資金不足等により、支払期日に支払われないことをいいます。
支払不能処分制度	不渡処分制度	◆「でんさいネット」でも、手形交換所の不渡処分制度と類似の制度を設けています。 ◆ただし、手形交換所の不渡処分制度とは別個の制度のため、「手形の不渡」と「でんさいの支払不能」は別個にカウントされ、取引停止処分も別々となります。
取引停止処分	取引停止処分	◆債務者が6ヵ月以内に2回以上、「でんさい」の支払不能を生じさせた場合、①債務者としての「でんさいネット」の利用、②「でんさいネット」参加金融機関との間の貸出取引が2年間禁止されます。
利用者番号	—	◆でんさいサービスの利用にあたり、お客様に割り当てられる9桁の番号です。 ◆利用者は、複数の金融機関で利用契約を結ぶことも可能ですが、利用者番号は共通となります。(1利用者につき1番号)
電子メールアドレス	—	◆「でんさいネット」からの通知等は、電子メールで送付されます。 ◆申込書にご記入の際は、メールアドレスが掲載された印刷物等をお持ちいただき、お間違えのないようにご記入ください。
債権者利用限定特約	—	◆お取引を「でんさい」の受取または譲渡に限定する特約です。 ◆お客様を債務者(支払人)とする発生記録や、お客様を保証人とする(譲渡を伴わない)保証記録は行えません。
指定許可利用	—	◆事前に記録請求を受けて良い先を「許可先」として登録しておくことで、「許可先」以外から、お客様を相手方とする記録請求があった場合に、その請求をエラーとすることができます。 ◆記録請求の通知を受ける相手方を限定できるため、取引先以外からの誤請求を防止することができます。

でんさい	手 形	説 明
電子証明書	—	◆「電子証明書」は、電子的に作られた身分証明書です。電子証明書はパソコンに保存し、でんさいサービス利用時にお客様ご本人であることを確認するために使用します。
ログイン I D	—	◆でんさいサービスを利用されるお客様ごとに設定いただく半角英数字 8 ～ 1 4 文字の番号で、この番号によりお客様を特定します。
初回ログイン パスワード	—	◆初めて、でんさいサービスにログインされる場合に使用いただくパスワードで、初回ログイン時に <u>取引用パスワード</u> に必ず変更いただきます。